



第 3 号

昭和33年8月20日印刷
昭和33年8月25日発行

発行所
宇都宮市旭町1-3,427
宇都宮商工会議所
電話 2,622 3,072番

編集者兼発行者 藤生善之助
印刷者 秋場栄吉
宇都宮市旭町2丁目
印刷所 三共印刷株式会社
電話 4,006 6,481番

第三回全国商店サービス強化運動

実施要領をきまらる

期間 十月一日より三十一日まで

本運動は昭和三十一年、第一回の運動以来予期以上の効果を収めてきたが、本年は第三回になるわけだが此の程実施要領もきまり当会議所も日本商工会議所と共催のもとに商業部会、商店街連盟と連絡の上大々的に運動を展開したく準備中につき奮つて御協力をお願い致します。

◎重点実施項目

- 一、正札販売
- 二、正量販売（メートル法実施の準備態勢確立）
- 三、品質表示

◎運動の趣旨は商業PR

本運動は商業者の真面目な経営態度を顧客に充分認識して貰い安心して買物をして貰う様PRするもので、重点実施項目の三点の実施を中心に展開しようとするが、特に本年は明年一月一日から全面的に実施せらる「メートル法」に対する商店の準備態勢の確立に協力しようとするものである。

◎多彩な行事展開

運動期間前及び期間中に

- 一、市場調査
- 二、経営診断並に相談
- 三、優良商店の表彰
- 四、講演会講習会の開催
- 五、顧客との買物についての懇談会、座談会を行う
- 六、買物苦情相談所を設ける
- 七、ポスターやビラを貼る
- 八、会議所、商店街の入口、市街の要所等に大看板を立てる
- 九、街路アーケードなどに横幕を張る
- 十、宣伝カー、自転車宣伝隊でチラシを撒く
- 十一、全商店の店頭運動名入りの提灯を吊り下げる
- 十二、陳列照明、店内装飾、商業写真、マッチレツテル包装技術などのコンクール
- 十三、ポスター、包装紙、郷土土産品、カレンダーなどの展示会

等多彩な行事を予定している。

◎表彰

本運動の一環として「全国商店および商店街のサービスコンクール」を行い、優良商店街及びび商店に対し通産大臣賞、通産局長賞、知事賞、市長賞、日商會頭賞、県商工会議所連合會頭賞、會所會頭賞など中央賞地方賞が授与されることになっている。

関係各位の絶大なる御協力をお願い致します。

◎強化運動用語

- ◎正札はまず一番の店飾り
- ◎メートル法生かすよい店よい社会
- ◎サービスは売る前売の時売つてから
- ◎真心を値にも品にも計りにも
- ◎買う人の心に融けて売る心

特定商工業者の皆様にお願ひ
本年度台帳の登録が始まりました。何卒御協力の程お願い致します。

宮の名物

夏まつり 好天に恵まれ賑かに終幕

恒例の夏まつりは八月七日～十一日の五日間、宇都宮市商工会議所、観光協会商店街連盟共催にて実施したが折柄の好天に恵まれ、予想外の人出に賑ひ左記多彩な行事も好況裡に終了した。

行	事	場所	期日	摘	要
二重景品総当り 宇都宮ヘルスセンター 1.御招待大売出し	各加盟店	会期中		当籤の内容は抽籤券一 枚で必ず森永チョコ レットを渡し、抽籤で 用油・砂糖・味または食 料その他が当籤。	
納涼行燈まつり 川柳馬場商店街 会期中	各商店が川柳を書いた 行燈を飾りその川柳を 八月七日審査発表。 川柳は川柳会々員より 募集。				

8	7	6	5	4	3	2
素人のど自慢大会	川まつり 燈籠コンク ル並びに行列	川まつり 燈籠コンク ル並びに行列	花火大会	宮音頭大会	七夕祭	納涼行燈まつり
会議所前	川向町一 帯	川向町一 帯	中央校	中央校々 庭	赤門通り 商店街	中央通り 商店街
8	10	9	9	7.8	8.9.10	会期中
賞品 賞品 賞品	午後七時より 午後七時より 午後七時より	三橋通旭栄会青年会協 賛品 賞品 賞品	各出品者の燈籠を飾り 審査をして優秀なる作 品には賞状を出す。 翌日は絵日傘道中と 共に川向町を練り歩く 子供会を中心として午 後三時より同六時まで 川向町一帯を行進。 祭壇を設け水難者供養 並ひに舞踊を奉納。午 後四時より 供養奉納燈籠を流す。	宇都宮民謡普及宮の会 々員多数により午後七 時九時までに宇都宮音 頭を踊る。 屋の部午後三時より広 夜の花火を打上げ。 夜の部午後七時三十分 より打上げ仕掛花火を 実施する。	審査を八日午後三時よ り三地区に分けて実施 し、優秀なる作品には それぞれ賞状を授与。 各商店か都々逸を創作 し行燈に書いて飾る。	前田雀郎先生の川柳行 燈を各商店に飾る。 各商店が都々逸を創作 し行燈に書いて飾り八 月七日審査。

入賞者は次の通り、
①納涼行燈まつり(川柳)

馬場町商店街

地位 市内中橋田町 田所 霧 灯氏
地位 ホームラン五万の口がバットあき
地位 市内石井町 菊池 利平氏
地位 市内大工町 原田 トヨ氏
地位 市内江野町 黒崎 奇山氏
地位 市内戸祭町 香山 瑞代氏
地位 渡辺登志子氏

②七夕祭コンクール

オリオン通商店街
金賞 ツルヤ洋品店 タテノ洋装店
上野百貨店 とらや呉服店
むぎくら 京呉服のつるや
富貴堂パン店 小保方魚店
たての洋品店 あおやぎ靴店
たまりや 中村薬局

銅賞
タテノ洋服店 新部呉服店
シルク洋装店 あおやぎ靴店
金田屋 第一薬局
おろしや 京屋洋傘店
山崎呉服店 藤田屋
高倉洋装店 かどつね
長島商店 木村履物店
新世屋 仲よし
武蔵屋 仲よし
菱沼薬局 パチンコセンター

佳作
ユニオン通商店街
銀賞 篠原パン店 宇都宮生花市場
銅賞 日成塗料店 大竹クリーニング店
上野家具店 扇屋ふとん店
鶴屋呉服店 魚利商店
吉川酒造 丸石刃物店
マキノヤ傘店 タカラヤ文具店
岡村履物店 ナカヤ楽器店
シミスカメラ店 かまや呉服店
みむろ商店

団体賞 四条町商店親交会
旭町日野町商店街
特賞 丸々本店
金賞 福田屋洋服店 田部井洋服店
銀賞 ふじや天ぶら店 ワカバ呉服店
銅賞 松島パーマ店 ゆみや陶器店
石上時計店
金祐呉服店

③川まつり燈籠コンクール

市賞 鈴房商店 阿部薬局
市賞 大野商店 ヤマト商店
市賞 桜井製帽店 タテノ洋品店
市賞 川向町
市賞 川向町四丁目
市賞 川向町二丁目
市賞 八日市場
市賞 屋形船

議長賞 屋形船 八日市場

協賛団体の御協力に対し深甚なる敬意を表し、審査にあたられた委員の皆様御苦労を謝すと共に御入賞の皆様心からの祝意を表し今後の御支援をお願い致します。この稿を終ります。

どなたにも利用できる

中小企業相談所

昭和二十三年、中小企業相談所が、貧弱な経済基盤に立っている中小工業者の経営面の問題について、よい相談相手となつて適切な解決を与えるために創設されてから相当の成績を収めてまいりました

が、その後、問題の複雑多様化に伴い、機構を強化し、特に、税務経営については、専門相談員として税理士星野、石島両先生を常勤に委嘱し、外に金融法律、発明等についても夫々権威者を配置して定期相談に応じ、或は誠実に指導にあたつております。相談は一切無料でその上秘密を厳守いたしてありますので、気軽な皆様の御利用をお待ち申し上げます。

因に相談日及び最近に於ける相談実績は次の通りであります。

相談日

税務経営	毎	日	税理士 星野準五郎 石島吉造
法	律	毎月第 午後一時より 一土曜日同三時まで	栃木県弁護士会
国税	苦情	毎月第二月曜	関信越局苦情相談所
金	融	毎	月中金融機関、商工 中金、国民金融公庫 互助会
商取引照会 信用調査	毎	日	専門相談員
商店診断	随時お申込み下 さい		栃木県商工労働部振 興課
発	明	毎月第一金曜	弁理士 堀田健蔵

一、種類別相談件数

相談内容	件数			備考
	四月	五月	六月	
法規	一	二八	二	借地借家法につ
資材	一	一	一	
金融	六六	五〇	六一	運転資金につ
税務	二七	二一	二四	税法改正につ
経理	一六	一三	一二	四一
労働	一	一	一	木毛製造につ
技術	一	一	一	
特許	八	五	六	一案用新案につ
意匠	一	三	一	菓子容器意匠 について
貿易	一	一	一	
取引	四二	三二	一五	八九
その他	一六	九	八	三二
総計	一八三	一六六	一三二	四八〇

二、月別、方法別相談件数

区別	相談件数			文書	電話	巡回	その他
	四月	五月	六月				
四月	一八三	一三二	五九	一	一	一	一
五月	一六六	一二五	四一	一	一	一	一
六月	一三一	一〇八	二三	一	一	一	一
総計	四八〇	二五六	一三三	一	一	一	一

商業活動調整協議会
役員さまる

本協議会は百貨店と一般小売業者間購売会等と商業者間、卸売業者と製造業者間、卸売業者と小売業者間等の取引調整を目的として昭和三十一年八月金融的に設置せられたもので由来その利用度を深めつゝあるが、本会議所に於ても逸早く設置今日に及んでい。此度役員任期満了となつたので改選を行い皆様のよき御相談相手として御利用をお待ちしております。因に規則、新委員は左の通り、

宇都宮商工会議所商業活動調整協議
会設置規則

- 第一条 本商工会議所に商業活動調整協議会（以下協議会と云う）を設置する。
- 第二条 協議会は商業活動の公正円滑化を図るために必要な調整を行い以て商業の振興に寄与することを目的とする。
- 第三条 協議会は次の各号に掲げる事業を行う。
 1. 百貨店と納入業者間の商事取引の正常化に関する問題の調整を図ること。
 2. 百貨店と一般小売業者間の商業活動における問題の調整を図ること。
 3. 購買会等と商業者間における問題の調整を図ること。
 4. 卸売業者と製造業者、卸売業者と小売業者間等の商事取引条件の正常化に関する問題の調整を図ること。
 5. 商業に関する一般的苦情その他の問題について必要な調整を図ること。
 6. 商業活動の調整に関し行政庁又は百貨店審議会に対する意見又は要望を審議決定すること。
 7. その他協議会の目的を達成するため必要な事業を行うこと。
- 第四条 協議会は委員十五名以内をもつて組織する
2. 委員は百貨店の経営者、卸売業者、小売業者（百貨店の経営者を除く）消費者、学識経験者、商工会議所役員のうちから会頭が常議員会の承認を得て委嘱する。
- 第五条 委員の任期は一年とする。但し補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
2. 委員は再任されることができる。
- 第六条 協議会に会長及び副会長各一人を置く。
 2. 会長は学識経験者たる委員のうちから、副会長は委員のうちから会頭が委嘱する。
 3. 会長は会務を総理する。

4. 副会長は会長を補佐し会長に事故があるときはその職務を代理する。

第七条 協議会に参与若干名を置くことができる。参与は関係官公庁の職員その他から会頭が委嘱する。

2. 参与は会議に出席し意見を述べることができる。但し議決に加わることができない。

第八条 協議会に必要なときは臨時委員を置くことができる。臨時委員は会頭が委嘱する。

2. 協議会に専門事項を調査するため必要があるときは専門委員を置くことができる。専門委員は会長が会頭の同意を得て委嘱する。

3. 臨時委員及び専門委員は会議に出席し意見を述べることが出来るが議決権を有しない。

第九条 会長は会議を招集しその議長となり議事を整理する。

第十条 協議会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第十一条 協議会は必要により小委員会を設けることができる。

第十二条 協議会の議決事項は協議会において処理する。但し協議会においてその旨の議決をした場合は本商工会議所においてこれを処理する。

2. 百貨店法の規定による意見の答申については協議会の決定を会頭に答申するものとする。

第十三条 協議会はその議決及び処理の状況を常議員会に報告しなければならない。

第十四条 協議会の庶務は本商工会議所事務局において処理する。

第十五条 本規則で定めるもの、ほか協議会の議決及び運営に関して必要な事項は協議会の議決により別に定める。

附 則

本規則は昭和三十一年八月一日から施行する。

協議会委員

学識経験者

- 会 長 弁 護 士 小 堀 文 雄
- 副 会 長 宇 都 宮 商 業 村 上 武 夫
- 高 等 学 校 長 村 上 武 夫

消 費 者

- 甲 斐 キ ヨ
- 樋 山 ヨ シ

卸 売 業 者

- 横 倉 良 夫
- 箕 輪 忠 次 郎
- 飯 島 守

優 良 百 貨 の お 買 物 は



TEL 5401
宇 都 宮

青 木 源 吉
坂 本 久 吾
館 野 親 雄

手 塚 満 男

木 村 儀 一 郎

保 坂 正 七
高 橋 栄 作
荒 牧 春 三 郎

池 尾 勝 巳
小 野 塚 大 次 郎
木 島 市

小 売 業 者

購 買 会
栃 木 県 職 員 組 合 役 員
百 貨 店 経 営 者
上 野 百 貨 店 専 務 取 締 役
商 工 会 議 所 役 員

副 会 頭
商 業 部 会 長
参 与

東 京 通 産 局 商 工 部 長
県 商 工 労 働 部 長
市 経 済 部 長

七 月 廿 五 日 当 所 商 業 部 会、 商 店 街 連 盟 主 催 の 『 お 客 様 の 声 を き く 座 談 会 』 の 反 省 会 に は 上 野 会 頭 始 め 荒 牧 商 業 部 会 長、 野 沢 英 一、 横 倉 良 夫、 渡 辺 貞 一 郎、 木 村 明、 鈴木 善 助 朝 倉 初 男、 福 田 富 次 郎、 小 保 方 光 三、 亀 田 豊 房 の 各 議 員、 商 店 街 連 盟 役 員 多 数 出 席 市 商 工 課 係 長 臨 席 の 上、 有 益 な 御 意 見 が 数 多 く あ っ た の で、 充 分 反 省 し 商 店 今 後 の 発 展 に 資 す る 様 申 合 っ た。

席 上 マ ー ト ル 法 実 施 準 備 状 況 に つ き 市 側 か ら 説 明 と 希 望 意 見 が あ っ た に 対 し、 未 実 施 業 種 に つ い て は 早 く 準 備 態 勢 を 確 立 し て お そ く も 十 月 一 日 に は 全 市、 全 業 種 が 一 斉 実 施 す る 様 勸 奨 す べ く 活 潑 な 意 見 が 出 た。

休 定 曜 日 3 月 第 2 每 月

マートル法はゼヒ

十月一日には全市一斉に実施

七月廿五日当所商業部会、商店街連盟主催の『お客様の声をきく座談会』の反省会には上野会頭始め荒牧商業部会長、野沢英一、横倉良夫、渡辺貞一郎、木村明、鈴木善助朝倉初男、福田富次郎、小保方光三、亀田豊房の各議員、商店街連盟役員多数出席市商工課係長臨席の上、有益な御意見が数多くあつたので、充分反省し商店今後の発展に資する様申合つた。

席上マートル法実施準備状況につき市側から説明と希望意見があつたに對し、未実施業種については早く準備態勢を確立しておそくも十月一日には全市、全業種が一斉実施する様勸奨すべく活潑な意見が出た。

宇都宮手形交換所

手形交換高及枚数状況

月別	枚数	金額
四月	一八、七二三枚	六、一〇六、六一九千円
五月	一九、一八八枚	五、八〇四、〇六二千円
六月	二二、七〇七枚	五、一五〇、九四七千円

不渡手形枚数及金額

四月	四七枚	二、一二四千元
五月	二三枚	一、八九四千元
六月	三二枚	一、八七六千元

日商だより

経済トピックス

注目をひく中小企業向け貸出増加傾向

日銀の調べによると全国銀行の中小企業(資本金一、〇〇〇万円以下)への貸出は四月に九九億円減少したのに、五月には五一億円の増加となった。これは昨年五月(一〇億円の減少)を上回っており、金融引締以求中小企業貸出が前年水準を上回ったのは始めてのことである。これは銀行が中小企業向け貸出に積極的態度を見せてきたものとは必ずしも見られないが、大企業向け貸出は金利面のサービス競争があるのでなかなか採算がとれないが、中小企業向けは多少手数はかかっても預金歩留りがいゝので収益上無視できないという面はたしかにあるようだ。

また大企業の生産調整が進むにつれて繰越資金、滞貨資金の需要も峠を越え、銀行の金ぐりも多少余裕が出来て、これまで金ぐり窮迫時には始めから相手にしなかつた中小企業の面倒も多少は見られるようになったので将来の金融緩和の到来に備えて中小企業との取引も確保しておこうと

海へ！山へ！

— たのしい旅は関東バスで —

快適な乗心地……当社の誇る豪華ロマンスカー



宇都宮駅前

関東自動車株式会社

TEL 7-155(代表)・7-156・7-157

ゆう意図も見られるようである。

◎七、八、九月の景気展望

公定歩合の引下げで引締めの「おもし」は取り除かれたものの、米国を始め世界経済の景況が早急な回復を望み難いところから、わが国の経済も当分はナベ底をはうとの見透しが一般的で、政府も当面目立つた不況対策を打ち出す気配はないが、七、九月の景気はどう推移するだろうか、以下若干の展望を試みてみよう。

まず金融情勢は四月六月につづいて小緩みをみせるものと予想される、財政資金の対民間収支は過去数年の例だと七、九月は若干の引揚超過となるのが普通だが、今年は逆に若干の支払超過となる。日銀の見通しによると七、九月中に外国為替特別会計が二五〇億円の支払超過、食糧管理特別会計が三〇〇億円の支払超過、その他の一般財政は四五〇億円の引揚超過だが、全体をならししてみると一〇〇億円の支払超過となる。これはこの期に恒例の米の前渡金が六〇〇億円以上バラまかれること、輸出が振わぬとはいえず輸入も著しく減っていることから外為会計が払超をつけること、税金収入が前年並みなのに予算規模が大きなこと、などによるものである。これに対して経済界の資金需要の動きを反映する日銀券は期中二〇〇億円ほどの還收超過となる。これは夏場です業活動が鈍くなるからで、織維関係の冬物決済も一段落したから資金需要にしては旧益(八月廿九日)関係の農村の消費資金、養蚕地帯での初秋蚕資金などを除いて目立つたものはない。このように財政資金が市場にバラまかれ、期中を進じて三〇〇億円ほどの資金余裕が生じ、銀行は日銀からの借入金をこれだけ返済できる勘定になる、こうなると金融市場は大分ゆるむこととなるが、しかし日銀貸出残高が期末五、二〇〇億円台という高水準なので銀行が特別の高い利息で借りている日銀からの借金(高率適用)はまだ残る関係から最高日歩二銭六厘というコール市場の金利はそれほど緩むことはなさそう

だ。地方銀行は日銀からの借金は殆ど返し終つたものの、余裕金が目立つて増えるという情勢にはならずせいぜい若干発行高のふえた社債を買うとか、日銀が売り出している手形を買うといった所で一杯で、お金が余つて困るといふようなことにはなりそうもない。

このように金融市場としては若干の緩みを見せる一方、事業会社の資金需要ないし銀行の貸出態度はどう変化するだろうか。

七、九月の資金需要としてまず増える方の原因に数えられるのは電力、鉄鋼、瓦斯など重要産業の設備資金需要だ。これら重要産業の資金は国家的にもその確保が要請されており、とくに瓦斯は都市ガス普及五ヶ年計画で年度内三〇〇億円の金が必要なので設備工事支払のためのカネの投入は断然大きい。

もう一つ資金需要の増加要因として考えられるのは卸小売業の仕入れのためのカネである。デフレ対策のショック

人事往来

- 四月 二日 郡山商工会議所事務理事雨分幸氏外七名商店街視察に來所
- 三日 茨城県水海道地方商工振興事務局長名越秀夫氏外一名視察に來所
- 四日 さくら祭宣伝隊大宮まで繰出す
- 八日 高崎商工会議所より議員八名視察に來所
- 八日 十五日迄 さくら祭開催
- 十四日 電化開通式記念
- 福島商工会議所副会頭油井賢太郎氏視察に來所
- 十六日 さくら祭サービス券頒發會開催
- 十九日 商工顧問打合会上野会頭出席
- 二十一日 上野会頭一日郵便局長に就任
- 二十五日 栃木地方公案調査局長瀧尾勉氏新任あいさつに來所
- 二十六日 マートル法委員会に五味専務出席
- 二十七日 珠算全国大会予選会宇商にて開催
- 二十八日 産業立地条件調査委員会上野会頭出席
- 五月 九日 マートル法実行委員会に五味専務出席
- 十日 工業関係組合共同事業懇談会に神山職員出席
- 産業立地条件調査最終打合会に鶴山、福島職員出席
- 〃 第八回和文タイピスト検定試験 宇女商にて開催
- 十一日 第八回和文タイピスト検定試験 宇女商にて開催
- 十四日 マートル法に關し上野会頭出席(於鳥山)
- 十五日 マーケティング部に小川職員出席
- 十六日 菓子会館落成式に上野会頭出席
- 十八日 全国珠算競技大会中央大学にて開催、小川鶴山職員出席
- 十九日 第十一回常任理事会、第十四回理事會に小川職員出席
- 二十三日 マーケティング部に五味専務出席
- 二十六日 二十八日 製材工場診断
- 二十七日 高崎商工会議所より四十名商店街視察に來所
- 六月 二日 会津若松商工会議所総務課長戸田延男氏外四名視察に來所
- 四月 下館にて茨城・栃木會議所打合のため五味専務、小川職員出席
- 六日 日光地区商工会頭高橋英男氏新任あいさつに來所
- 八日 簿記検定試験 宇商にて開催
- 九日、十日 木村明議員外オリオン通商店街幹部岐阜・豊橋・名古屋方面視察す
- 十一日 発明協会東支部総会理事會に上野会頭、神山職員出席
- 十二日 関東信越国税局協議団宇都宮支部長渡辺尚夫氏新任あいさつに來所
- 十三日 日立市議員川上西太郎氏外一名視察に來所
- 十四日 佐原商工会議所会頭加瀬直三郎氏視察に來所

落成新築

8月4日より移転營業



宇都宮信用金庫

理事長 河合長一郎

- 十七日 第十一回中小企業委員会、第四三回常議員會、第一八回議員總會に五味専務出席
- 十七日 綜合會館建設懇談会に上野会頭、保坂副会頭出席
- 十七日 東京都世田谷商店街七十八名視察に來所
- 十七日 十九日 日光田母沢にて商店経営講習會開催 神山職員出席
- 十九日 弘前商工会議所議員相坂勝男氏商店街視察に來所
- 二十日 川俣憲治氏贈宇につき野沢総務部長会頭代理にて出迎
- 二十三日 東京世田谷商店街五十名当市商店街視察に來所
- 二十四日 觀光協合理事會、定期總會 野沢部長出席
- 二十五日 茨城・栃木會議所連合會打合古河にて開催 五味専務、小川職員出席
- 二十九日 第三三回珠算検定試験 旭中、氏家、中里にて開催
- 一日 藤生善之助氏本日より事務局長として就任 毎日新聞宇都宮支局記者高橋氏転任あいさつに來所
- 四日 検定試験合格者発表
- 五日 十七日迄 東京商工顧問團來宇
- 七日 鶴岡商工会議所七名商店街視察に來所
- 十四日 特産品展示會懇談会に上野会頭出席
- 十五日 二十日迄 甲府市特産品展示即売會、上野百貨店にて開催 当所後援
- 十六日 策四四回日本商工会議所常議員會 五味専務、藤生局長出席
- 十九日 新生活運動委員会に上野会頭出席
- 二十二日 富士銀行宇都宮支店長谷川氏新任あいさつに來所
- 二十五日 前同支店長小室氏転任あいさつに來所
- 岐津前郵便局長転任につき藤生局長会頭代理にて見送
- 〃 小室前富士銀行宇都宮支店長転任につき藤生局長会頭代理にて見送 (以上)

